

水産動植物の被害防止及び水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定を不要とする農薬について（ばく露のおそれが極めて少ないと認められる農薬）

平成 25 年 3 月 18 日

これまで、中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会において「水産動植物の被害防止及び水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定を不要とする農薬（ばく露のおそれが極めて少ないと認められる農薬）」として 64 農薬を認定しているが、別紙 1 に掲げる農薬についても、同様の取扱いとして下記のとおり整理することとしたい。

○ 水産動植物の被害防止及び水質汚濁に係る農薬登録保留基準設定の必要性

別紙 1 に掲げる農薬については、使用方法が表中の使用方法的概要欄に記載のとおりで、別紙 3 の参考に示した「「農薬の登録申請に係る試験成績について」の運用について」（平成 13 年 10 月 10 日付け 13 生産第 3986 号農林水産省生産局生産資材課長通知）の 4（6）のエ、オ又はカに該当する（使用方法の詳細は別紙 2 のとおり）。いずれの農薬においても、別紙 3 の「当該農薬の剤型、使用方法等からみて、当該農薬成分物質等がその使用に係る農地に混入し、又は河川等の水系に流出するおそれが極めて少ないと認められる場合（暴露のおそれが極めて少ないと認められる場合）」に該当すると認められる。

このため、別紙 1 に掲げる農薬については、水産動植物の被害防止及び水質汚濁に係る農薬登録保留基準値の設定を行う必要がない農薬として整理して良いと考えられる。

なお、今後、既登録内容とは異なる使用方法の製剤について登録申請がなされた場合には、水産動植物の被害防止及び水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定の必要性について改めて検討することとする。

河川等の水系へのばく露のおそれが極めて少ないと認められる農薬

該当項目 ^注	農薬名	化学名	使用方法	備考	
エ (施設栽培)	ジエノクロル	ヘ'ルクロ-1, 1'-ヒ'シクロペ'ンタ-2, 4-ジ'エニル	温室内で散布する。		
	D - ソルビット	D-ソルビ'ット	温室内で本剤の所定希釈液に所定量の適用薬剤を溶かしで散布する。		
	エスフェンバレレート	(S)- α -シアノ-3-フェノキシベンジル=(S)-2-(4-クロロフェニル)-3-メチル'チラート	温室内で散布する。		
エ (施設栽培)	ダミノジッド	N-(ジ'メチルアミノ)スクシ'アミド'酸	温室内で茎葉散布する。		
オ (局所散布)			希釈せずそのまま散布する。	容器：ポリエチレンスプレーびん又はポリエチレンびん（最大容量950mL）	
			希釈して散布する。	容器：1包1gの個別包装	
エ (施設栽培)	ペフラゾエート	ヘ'ンタ-4-エニル=N-フルフリル-N-イミダ'ゾ'ール-1-イルカルボ'ニル-DL-ホモアラ'ニナート	温室内で散布する。	シクラメンについて露地を含む散布があるが、施設栽培限定の適用内容に変更申請済。	
カ (粉衣、浸漬)			種子又は球根を浸漬する。		
			種子に吹き付け(種子消毒機使用)又は塗沫する。		
			種子又は球根に粉衣する。		
			糊に塗沫する。		

注：「該当項目」は、「『農薬の登録申請に係る試験成績について』の運用について」4.(6) ア～カのいずれに該当するかを示したものを。

水産動植物へのばく露のおそれがないと認められる場合の農薬の使用方法的詳細について（抜粋）

「『農薬の登録申請に係る試験成績について』（平成12年11月24日付け12農産第8147号農林水産省農産園芸局長通知）の運用について」（平成13年10月10日付け13生産第3986号農林水産省生産局生産資材課長通知）において、「当該農薬の剤型、使用方法等からみて、当該農薬の成分物質等がその使用に係る農地に混入し、又は河川等の水系に流出するおそれがないと認められる場合」に該当するとして掲げられている使用方法の詳細は以下のとおり。

エ．倉庫くん蒸剤等施設内のみで使用される場合

施設内のみで使用される農薬には、倉庫やコンテナ等でくん蒸剤として使用されるものと、温室やハウス等で使用されるものがある。

倉庫くん蒸剤は倉庫、コンテナ等の密閉した施設内において使用され、気化した農薬で農産物等をくん蒸することにより害虫を駆除するものである。

温室やハウス等で使用される農薬は、その使用方法是散布、土壌混和等多様であるが、使用できる場所が温室やハウス等の施設内のみに限定されているものである。

オ．エアゾル剤等一度に広範囲かつ多量に使用されることがない場合

広範囲かつ多量に使用されることがない農薬には、エアゾル剤、スプレー剤及び作物の一部分にのみ使用するものがあり、いずれも局所的に使用する。

エアゾル剤及びスプレー剤は、小型の容器に封入された家庭園芸用の農薬で、病虫害の認められる作物に直接噴霧して使用する。

作物の一部分にのみ使用する農薬は、対象作物の花や果実のみに散布又は浸漬処理して使用する。

カ．粉衣、浸漬など種子等に直接付着させて使用される場合

農薬を種子等に使用する場合には、粉衣及び浸漬の他、吹き付け及び塗沫による方法がある。

粉衣は、種子、球根、さし穂基部等の表面に、対象となる作物に対し一定の重量比の農薬を付着まぶした後風乾し、固着させる。

浸漬は、種子を農薬の希釈液に漬けて農薬成分を種子に浸透又は付着させる。一部の農薬は、浸漬後風乾し固着させる。

吹き付けは、農薬原液又は希釈液を種子消毒機等を用いて種子に吹き付けた後風乾させることにより、種子に農薬を固着させる。

塗沫は、農薬原液又は希釈液をミキサー、ビニール袋等を用いて種子と混和後風乾させることにより、種子に農薬を固着させる。

水産動植物の被害のおそれが極めて少ないと認められる農薬の 取扱いについて

1. 基本的な考え方

現行の農薬取締法テストガイドラインにおいては、水産動植物への毒性が極めて弱い又は暴露のおそれがないと一般的に考えられる種類の農薬について、水産動植物への影響に関する試験成績（魚類、ミジンコ、藻類の急性毒性試験成績）や環境中予測濃度の算定に必要な資料の提出を必要としない旨規定されている。

こうした農薬については、登録保留基準値を設定してリスク管理を行う必要性が低いものも多いものと考えられる。

このため、こうした農薬については、個別の農薬毎に、水産動植物への毒性や使用方法等から「水産動植物の被害のおそれ」を考慮し、そのおそれが極めて少ないと認められるものについては、登録保留基準値の設定を行う必要がない農薬として整理するという運用としたい。

2. 具体的な運用の考え方

農薬取締法テストガイドラインにおける

「当該農薬の成分物質等の種類等からみて、その毒性がきわめて弱いこと等の理由により、安全と認められる場合」（水産動植物への毒性が極めて弱いと認められる場合）

又は

「当該農薬の剤型、使用方法等からみて、当該農薬の成分物質等がその使用に係る農地に混入し、又は河川等の水系に流出するおそれが極めて少ないと認められる場合」（暴露のおそれが極めて少ないと認められる場合）

に該当するものとして申請がなされた農薬については、水産動植物登録保留基準設定検討会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会において、水産動植物への毒性や使用方法等を考慮して「水産動植物の被害のおそれが極めて少ないと認められる」との結論が得られたものについては、登録保留基準値の設定を行う必要がない農薬として整理するという運用としたい。

水質汚濁に係る水の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれが極めて少ないと認められる農薬の取扱いについて

1．基本的な考え方

現行の農薬取締法テストガイドラインにおいては、当該農薬の有効成分の種類、剤型、使用方法等からみて毒性、環境中予測濃度算定等に関する試験成績の提出を必要としない合理的な理由がある場合には、当該試験成績の提出を必要としない旨規定されている。

こうした農薬については、水質汚濁に関する登録保留基準値を設定してリスク管理を行う必要性が低いものも多いものと考えられる。

このため、こうした農薬については、個別の農薬毎に、人畜への毒性や使用方法等から「水質汚濁に係る水の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれ」を考慮し、そのおそれが極めて少ないと認められるものについては、水質汚濁に関する登録保留基準値の設定を行う必要がない農薬として整理するという運用としたい。

2．具体的な運用の考え方

農薬取締法テストガイドラインにおける

「当該農薬の成分物質等の種類等からみて、その毒性がきわめて弱いこと等の理由により、安全と認められる場合」（人畜への毒性がきわめて弱いと認められる場合）

又は

「当該農薬の剤型、使用方法等からみて、当該農薬の成分物質等がその使用に係る農地に混入し、又は河川等の水系に流出するおそれが極めて少ないと認められる場合」（暴露のおそれが極めて少ないと認められる場合）

に該当するものとして申請がなされた農薬については、中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会において、人畜への毒性や使用方法等を考慮して「水質汚濁に係る水の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれが極めて少ないと認められる」との結論が得られたものについては、水質汚濁に関する登録保留基準値の設定を行う必要が無い農薬として整理するという運用としたい。

(参考)

「農薬の登録申請に係る試験成績について」(平成12年11月24日付け12農産第8147号農林水産省農産園芸局長通知)の運用について(平成13年10月10日付け13生産第3986号)(関係部分のみ抜粋)

4. 試験成績の提出の除外について

局長通知の第1に掲げる試験成績は、農薬の登録検査を行う上で必要不可欠なものとして位置付けられたものであるが、農薬の有効成分の種類、剤型、使用方法等の観点から、その一部につき提出を要しない場合もある。

これら試験成績の提出を要しない場合に係る条件等については、登録申請に係る農薬ごとに判断すべきものである一方、個々の試験成績の登録検査における位置付け等を踏まえ、提出を要しない場合の考え方についてその一部を局長通知の別表2に示したところである。

以下、局長通知の別表2及びその他試験成績の提出の除外に係る運用指針を示す。

なお、被験物質の性状等から、試験の実施が困難である場合についても、ここでのいう「試験成績の一部につきその提出を必要としない合理的な理由」がある場合とみなすものとする。

(6) 環境中予測濃度算定に関する試験成績について

「当該農薬の剤型、使用方法等からみて、当該農薬の成分物質等がその使用に係る農地に混入し、又は河川等の水系に流出するおそれがないと認められる場合」として、次に掲げる場合がこれに該当する。

- ア. 誘引剤等当該農薬の成分物質が封入された状態で使用される場合
- イ. 忌避剤、殺そ剤、ナメクジ駆除剤等配置して使用される場合
- ウ. 適用農作物に塗布し、又は適用農作物の樹幹に注入して使用される場合
- エ. 倉庫くん蒸剤等施設内でのみ使用される場合
- オ. エアゾル剤等一度に広範囲かつ多量に使用されることがない場合
- カ. 種子等に粉衣又は浸漬して使用される場合

「当該農薬の成分物質等の種類等からみて、その毒性がきわめて弱いこと等の理由により、安全と認められる場合」として、当該有効成分が食品等において一般に広く利用されており水産動植物に対し安全であることが公知である場合がこれに該当する。